



2026年5月8日

各 位

会 社 名：株式会社トーシンホールディングス
代 表 者：管財人 石 田 雅 文
管財人 栗 田 口 太 郎
(コード：9444 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先：取締役兼管理部長 旭 萌々子
(TEL. 052-262-1122)

決算期（事業年度の末日）の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、本日、その申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同裁判所より会社更生手続開始決定がされました。これに伴い、当社の決算期（事業年度の末日）が変更いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社に関して、東京地方裁判所より、本日付で会社更生手続開始決定がされました。会社更生法に規定に基づき、更生会社の事業年度は、会社更生手続開始の時に終了することになりますので、当社の第41期の事業年度の末日が変更されるに至りました。

なお、当社が、会社更生手続開始の申立てを行った理由及び今後の見通し等につきましては、当社が本日公表いたしました「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 決算期変更の内容

定款上の事業年度の末日：毎年 4月 30日

第41期の事業年度の末日：2026年 5月 8日

第41期は、2026年5月1日から2026年5月8日までの8日間となります。また、会社更生法の規定に基づき、第42期は、2026年5月9日から当社に関する会社更生

法に基づく更生計画認可の時（但し、その時までには会社更生手続が終了したときは、その終了の日）までとなります。

3. 今後の見通し

第41期の業績見通しにつきましては、公表の可否を含め、検討中です。

4. その他

第41期の決算期の変更は、会社更生法の規定に基づくものであり、事業年度の規定に関する定款の変更を伴うものではありません。

以上